人権啓発センターだより

じんけん

啓発紙　2016年　　通巻60号

第68回人権週間（12月4日から10日）を中心とした期間に、東部地区で「ふじのくに人権フェスティバル」、西部地区で「人権講演会」、中部地区で「人権シンポジウム」を開催しました。

ふじのくに人権フェスティバル　12月16日（金）
ふじのくに千本松フォーラムプラサヴェルデ（沼津市）

第１部の式典に引き続き、第２部の講演会では安川雅史さんをお招きし、「子どもたちを取り巻くネット環境～LINE・Twitter・スマートフォンの危険性～」と題して講演いただきました。

安川さんは、青少年のインターネット利用、ネットいじめなどをテーマに過去８年で全国2,000会場以上、講演会や研修会を行うなど、豊富な実績をお持ちです。

携帯ゲーム機や音楽プレーヤーからも簡単にインターネットに接続できてしまう実情や、子どもたちを取り巻くネット環境の危険性について、実例を交えながら分かりやすく講演いただき、人権尊重の意識の高揚が図られました。

も　く　じ

●ふじのくに人権フェスティバル　P２

●人権講演会、人権シンポジウム　P３～P４

●企業と人権セミナー
子どもと大人の温かい絆づくりセミナー　P５

●人権啓発センターからのお知らせ　P６
<部落差別解消法　アイヌの方々からの相談受付　出前人権講座>

富国有徳の理想郷－しずおか
ふじのくに
Shizuoka Prefecture

静　岡　県
（静岡県人権啓発センター）

ふじのくに人権フェスティバル

静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会（静岡地方法務局、静岡県人権擁護委員連合会、静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市、浜松市教育委員会）と沼津市の共催で、ふじのくに人権フェスティバルを開催しました。本紙１ページでご紹介した安川雅史さんの講演のほか、表彰式などを行いました。

人権作文コンテストの表彰式

全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会において208校の中学校、13,744編の応募作品の中から次の皆さんが受賞されました。

○最優秀賞　望月紫央さん（静岡市立城内中学校）
　　　　　土屋奏太さん（三島市立南中学校）

○特別賞　鄭　翕戈さん（静岡市立高松中学校）
　　　　　島﨑裕正さん（静岡市立高松中学校）
　　　　　田中伶実さん（浜松市立湖東中学校）
　　　　　今井明日実さん（浜松市立北部中学校）
　　　　　内田直希さん（浜松日体中学校）

最優秀賞を受賞した２人が人権作文を朗読し、人権尊重の大切さを改めて実感することができました。

いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト表彰式

230点の応募作品の中から、若林 茂さん（三島市）が静岡県知事賞を受賞されました。作品は、前号（59号）で紹介しています。

人権ポスターなどの展示

東部地域の小学生の人権ポスター、人権の花パネルといのち・ふれあいフォトメッセージコンテストの作品の展示を行いました。

「ふじのくに人権宣言」の唱和

会場の皆さんとともに、「ふじのくに人権宣言」実践４項目を唱和しました。

～「ふじのくに人権宣言」実践４項目～
（平成16年12月15日　静岡県人権会議）

1　自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。
2　日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。
3　家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。
4　個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

参　加　者　の　声

- ２人の作文に感動しました。人権意識をこれからも高めていきたいと思います。（一般）
- 安川先生の講演で改めてインターネットとスマートフォンの使い方について考えさせられました。（一般）
- 作文朗読では、同世代の中学生の気持ちがよく伝わり、とても良い作文を聞くことができました。(中学生)
- インターネットやスマホの使い方一つで一生が変わってしまうこともあるため、気をつけたいと思いました。(中学生)

人 権 講 演 会　12月６日(火)　袋井市月見の里学遊館

「おんな城主 井伊直虎に見る戦国の女性の人権」

講師：　小和田　哲男 氏（静岡大学名誉教授）

本県の西部地域が舞台の平成29年のＮＨＫ大河ドラマ「おんな城主 直虎」を題材として、同ドラマで時代考証を担当している小和田哲男氏に、戦国時代の女性の人権、生き方についてお話しいただきました。

〔**講演概要**〕　戦国時代の宣教師ルイス・フロイスの「日欧文化比較」によると、当時の欧州の女性は夫に内緒で外に出て行けないし、自分の財産はなかったが、日本の女性は夫に何も言わずに平気で旅に出かけるし、自分の財産を持っていて、時には夫に高利でお金を貸していたとされている。これは「敷銭」と言い、結婚の際の持参金だが、夫の家計には組み込まれず、女性が自分で管理していた。有名な話では、山内一豊の妻が夫が名馬を買うのに、この敷銭を使ったとされる。女性も一定の経済力があって、その点、立場的にも夫の言いなりという状況ではなかったのだ。また、狂言には、夫婦喧嘩をして泣いて家を飛び出した妻が、ご近所の女性たちと結託して、夫に逆襲する「ひげ櫓」という喜劇的な話がある。夫婦関係でも、女性が泣き寝入りばかりしていたわけではないという当時の様子をよく伝えているのではないか。

現在に伝わる命令書などから、井伊直虎の他にも、女戦国大名や女城主と言われる人物は何人か存在したことが分かっている。いずれも、男子が居ない、居ても幼少や病弱などの特別な側面はあったが、女性が領主・城主となって領域を支配し、また、その家を継いでいくことを認める風土、社会が当時の日本にはあったことが分かる。男が次々と亡くなり、跡継ぎの男子が幼かった井伊家も直虎が家督を相続し領域を経営することで存続することが出来た。男性しか家督が継げず、男が政治などの表向きを、女が家事・育児といった奥向きを担うといった女性を抑圧するような傾向が強くなるのは、江戸時代になってからで、戦国時代は自分の生きる力を発揮した女性は多くいたと考えられる。

〔**参加者の感想**〕　「昔の女性の立場・人権について理解できた。」「話題の『おんな城主 直虎』と結びつけた話で分かりやすかった。」などの感想が寄せられ、大変好評でした。

人権シンポジウム　12月５日(月)　藤枝市生涯学習センター

第１部　基調講演　「発達障害と生きる」　講師　村上　由美 氏

「自閉症」という言葉がまだ、あまり知られていなかった幼い頃から療育を受けて育った村上氏は、同じくアスペルガー症候群である夫と結婚し、現在は言語聴覚士として、発達障害のある方々を支援されています。

今回の講演では、アスペルガー症候群の「当事者」として、「支援者」として、また「家族」としての立場から、実生活で起きる「困難」や「大変さ」「トラブル」などについて実例をあげてお話いただきました。さらにスマートフォンを使ってコミュニケーションを図るなどの生活上の工夫例について、写真を使って具体的にご紹介いただき、参考になる点が多くありました。最後には、それぞれの立場の人たちに向けてご助言をいただき、「お互いを理解し、認め合い、尊重し合える社会の実現に向けて」理解を深めた講演となりました。

第２部　シンポジウム「発達障害と人権」～特性を理解し、共に生きる～

コーディネーター：角替　弘志さん（静岡大学名誉教授・静岡県人権啓発センター長・静岡県人権会議委員）

基調講演では、講師の村上さんから当事者としてお話しを伺いました。また、基調講演の後、夏苅さんから医師としてのお話も伺いました。皆様には、発達障害の具体的姿についてご理解いただけたものと思います。ご存知のとおり「障害者差別解消法」等障害のある人に対する様々な法整備が整ってまいりました。今後は、これを支える私たちがさらに理解を深めていく必要があると思います。本日は、お集まりのシンポジストの方々に、それぞれの分野から発達障害の持つ具体的状況、今後の課題、さらに社会に対する期待についてお話しいただきます。

シンポジスト：小出　隆司さん（静岡県手をつなぐ育成会会長・静岡県人権会議委員）

発達障害を持つ児童・生徒の数は文科省の調べで6.5%の在籍率だといわれています。障害者就労支援などのためには精神障害者保健福祉手帳が必要になってきます。ここでお願いしたいことは、手帳の概念を変えていただきたいことです。村上さんのお話のように、発達障害の方々には「生きづらさ」などそれぞれ特徴があります。手帳は、「何を理解して何を支援すればいいか」や、「私にはこういう支援をください」ということを表す「ライフ・パスポート」と考えたい。手帳を持つことで、マイナスイメージでなく、プラスのイメージで考えることによって「生きる力」につながります。苦手な部分を支援してもらうことがダイバーシティの中の一番大きな要素ではないかと考えます。今までの障害者手帳のイメージをここで変えましょう。

シンポジスト：多々良　正英さん（社会福祉法人焼津福祉会　生活支援センターわおん所長）

生活支援センターでは、困った時の相談ではなく、本来は利用者がいつでも自由に相談できる状態をつくっておく必要があると感じています。そうするためには、普段から大人同士の関係性の中でいつでも来てもらって食事をしたり、参加したいことを決めて来てもらうなど工夫していくことが大切だと思っています。障害のある人たちだけではなく、家族や地域も含めて支援を考えていくことが大切だと思います。

障害のある人たちは、「困った人たち」ではなく、「困っている人たち」だということを様々なネットワークを通して伝えていきたいと思います。

シンポジスト：夏苅　郁子さん（医療法人社団峻凌会　やきつべの径診療所　児童精神科医）

「障害のイメージを変えてほしい」という意見には私も賛成です。では、どうすればいいか。それは、一人一人の心を変えることだと思います。一人一人が障害を自分のこととして考えられるように働きかけていくことによって周りの人たちの心に小さな変化を起こさせていくことはできると思います。

学校の先生方は大変疲れています。先生方ばかりに頼るのではなく、保護者の方々も障害の理解や不登校・心のケアなどを、子供の成長と共に一緒に学んでいただいて、子供の教育を縦軸で見ていただきたいと思います。

オブザーバー：村上　由美さん

ダイバーシティの問題は障害のある人ばかりでなく女性・外国人などにもあります。今は、変化の時で、価値観を変えられるところと変えられないところでひずみが起きていると思います。また、精神的な余裕のなさもあってか、人間の許容性が狭くなっているようにも感じています。

終わりに（角替コーディネーター）

「ふじのくに人権宣言」（Ｐ２参照）の「実践項目①自分の人権はもちろん、他人の人権をも感じる心を養います。」とあります。このことは、私共にとって非常に大切なことだと思います。それぞれの人がそれぞれの力を持っているとすれば、それを生かしていくのは私たち自身です。夏苅先生のお話の中で「人薬（ヒトクスリ）」、「時間薬（ジカンクスリ）」という言葉がありましたが、そうなると私たちはみんな薬効を持っていて、他の人に良い影響を与える薬なんだといった自覚を、今日、ご参加いただいた一人ひとりの方に持っていただき、そういうつもりで多くの様々な人と接していただくことが、人権を大事にする社会になっていくということをお伝えしてシンポジウムを終了します。

企業と人権セミナー　11月11日(金)　アクトシティ浜松研修交流センター

県内の企業・団体などの代表者、人事・労務管理担当者、研修担当者等を対象に、ＣＳＲ（企業の社会的責任）としての人権について理解を深め、人権意識の涵養を図ることを目的に、犬塚協太氏（静岡県立大学国際関係学部教授・同大学男女共同参画推進センター長）をお招きして、「企業における女性活躍とハラスメントへの対応」と題して講演会を開催しました。

〔**講演概要**〕女性活躍推進法が制定されたが、この法律は、ただ理念を謳うだけでなく、企業が女性の活躍について、義務として取り組んでいくことを求めている。職場での女性活躍の阻害要因としてセクハラがあるが、自己中心的な思考と共感力・想像力の欠如がその根本にあるとされる。最近では、これがより深刻化した「ストーカー型、妄想型」や、加害者が持つジェンダーによる特定の役割や価値観の強要がもたらす、「ジェンダー・ハラスメント」と言われる新しいタイプのセクハラも増えている。マタハラ・パタハラはジェンダー・ハラスメントの典型で、男女雇用機会均等法等が改正されて、2017年１月から法律上禁止となった。マタハラだけでなく、パタハラも問題とされるのは、男性のワークライフバランスが実現できなければ、女性活躍の推進は実現できないからだ。ハラスメントを防止し、女性活躍を推進するためには、何より企業が日頃からジェンダーに縛られない職場や働き方、男女共同参画、ワークライフバランスに取り組むことである。

〔**参加者の感想**〕　「企業に限らず生活の面でも活かしたい。」、「家族の関係の会社でアドバイスできる材料となった。」など今後の参考にしたいという感想が多く聞かれました。

子どもと大人の温かい絆づくりセミナー
11月16日(水)・1月17日(火)　静岡県総合社会福祉会館

幼少期から、子どもと大人の絆を深め、温かい関係を築いていくと、子どもの自尊感情が育まれ、自分だけでなく、他者の存在や大切さも認めることができるようになります。平成25年度からＣＡＲＥ－Ｊａｐａｎの講師を迎え、保育園・幼稚園などの先生や、小さなお子さんをもつ親御さんを対象に子どもと大人の絆を深めるセミナーを開催しています。

写真は、１月17日(火)に武蔵野大学名誉教授でＣＡＲＥ－Ｊａｐａｎシニアトレーナーの春原由紀先生を講師に迎えて開催した、家庭向けセミナーの様子です。受講された方からは、「毎日時間に追われているが、セミナーを受講して子育ての目標ができた」、「子どもを具体的にほめる大切さや傾聴など、子どもの主体性を育むためのスキルを学べた」など、これからの子育てに役立つヒントをつかめたという意見が多く聞かれました。

人権啓発センターからのお知らせ

部落差別の解消の推進に関する法律が昨年12月16日に公布・施行されました

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の概要（平成28年法律第109号）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進するため、平成28年12月16日に公布・施行されました。この法律では、以下の基本理念のほか、国や地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発などについて定められています。

（基本理念）

第２条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

～アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします～

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

相談専用電話　　フリーダイヤル０１２０－７７１－２０８

受付　　月曜日～金曜日　　（※祝日、12/29～1/3を除く）

時間　　午前９時～午後５時　　　　●相談無料　●匿名可　●秘密厳守

公益財団法人　人権教育啓発推進センター

〒105-0012東京都港区芝大門2-10-12　KDX 芝大門ビル4階

◆本相談事業は、（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の生活相談充実事業により実施するものです。

出前人権講座　　本年度も多くのご依頼をいただいています！

静岡県人権啓発センターでは、企業、学校、団体等へ無料で人権啓発指導員を派遣する出前人権講座を行っています。多数のご依頼をいただき、ありがとうございます。

28年度開催回数（1月末現在）	
企　業	２４
学　校	３１
団　体	１６
行政等	１９
計	９０

受講者の声

参加型人権研修会で、職員が主体的に取り組みました。（学校）

ハラスメント研修を行ったことで、人権についてしっかりと考え直す機会となりました。（学校）

相手を認めて行動する大切さがしっかりと伝わりました。（企業）

企業内ハラスメントについても、随時対応を見直していく必要があると学びました。（企業）

参加者が主体的に「人権」について考える機会となりました。（団体）

平成２９年３月発行　　（平成28年度 法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856　静岡市葵区駿府町１-70　静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330　FAX 054-221-1948　e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp　http://jinken.pref.shizuoka.jp/

印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、7,000部作成し、１部あたりの印刷経費は10,9円です。